

再生可能エネルギー全量買取制度の導入に向けた論議

～電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法～

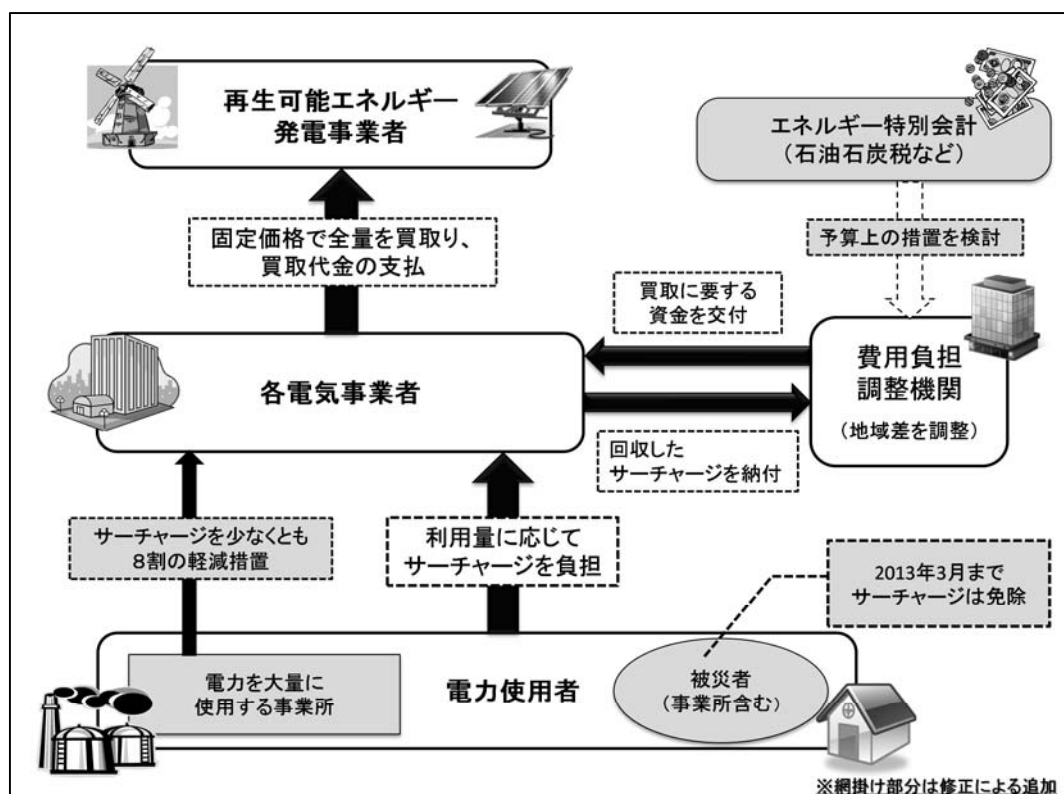
経済産業委員会調査室 ^{なかの}中野 ^{なかにし}かおり・^{しんすけ}中西 信介

1. はじめに

第177回国会も終盤を迎えた2011年8月26日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号、以下「本法」という。）が成立した。

本法の成立により、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度（以下「全量買取制度」という。）が導入され、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気の全量を、国が定める一定の価格（固定価格）及び期間で、電気事業者が買い取ることが義務付けられることとなった。

図表1 全量買取制度のスキーム



(出所) 資源エネルギー庁資料等より作成

本法は、2011年3月11日に閣議決定されたが、同日午後に東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したことによって、本法の国会への提出は大幅に遅れた。

これは、一つには同原子力発電所事故によって、原子力発電所の今後の新增設、定期点検中の原子力発電所の再稼働が困難になったこと等を背景として、再生可能エネルギーの拡充が従来にも増して主張されるようになったことにある。菅内閣総理大臣(当時)は、従来のエネルギー政策を白紙から見直す旨を記者会見や国会答弁の中で繰り返し表明し、本法の成立に関しても、自然エネルギー¹を国として全力を挙げて支援していく上で、大きな役割を期待したい旨を表明した²。

しかしながら、産業界からは全量買取制度の導入に伴う電気料金上昇により、産業の空洞化が進むこと等が危惧されることから、批判的な意見が寄せられたほか、与野党から、震災後のエネルギー政策の方向性が定まらない中で、拙速な議論を避けるべきとの声もあり³、本法の審議入りは難航を極めた。

このような経緯もあって、衆議院で本法の審議入りは第177回国会の会期延長が行われた後の7月14日まで持ち越された⁴。その後、民自公による修正協議を経て大幅な修正が行われ⁵、8月23日、衆議院本会議で修正議決、同日参議院に送付された。その後、参議院経済産業委員会において審議が行われ、8月25日に可決、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。なお、本法には買取価格及び買取期間の設定等について、衆議院において16項目、参議院において17項目の附帯決議が行われた。

本稿では、本法の提出に至る背景及びその経緯、修正を経て成立した本法の概要を示した上で、国会における主な論議を紹介する。

2. 背景及び経緯

(1) 再生可能エネルギー導入の必要性

太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーは、二酸化炭素の排出量が少ないことから、地球温暖化対策に資するエネルギーとしての期待が大きい。また、国産エネルギーであることから、エネルギー安定供給の観点からも導入の意義は大きい。このため、従来から「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(平成14年法律第62号、以下「RPS法」という。)や「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号、以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)等により、その導入拡大が推進されてきた。

また、エネルギー基本計画(2010年6月18日閣議決定)において、再生可能エネル

¹ 自然エネルギーと本法における再生可能エネルギーは、ほぼ同義で用いられる。

² 「菅内閣総理大臣記者会見(2011.5.18)」(首相官邸HP)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/18kaiken.html>

³ 第177回国会衆議院本会議録第32号3頁(平23.7.14)

⁴ 第177回国会の会期は、当初2011年6月22日までの予定であったが、70日間の延長が行われた。

⁵ 後藤齋衆議院議員外5名(民主、自民、公明)によって共同提案された。

ギーと原子力発電を合わせた「ゼロ・エミッション電源」の構成比を現状の34%から、2030年に70%にすることが掲げられた⁶。

さらに、近年では、新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）等において、太陽光発電やスマートグリッド等の再生可能エネルギー関連産業が、今後の経済成長の柱として位置付けられるなど、産業政策の観点からも、再生可能エネルギーの普及促進が求められている。

（2）RPS制度と太陽光発電の余剰電力買取制度

再生可能エネルギーの導入拡大のための制度的手法としては、全量買取制度のほかに、RPS制度がある。RPS制度とは、電気事業者に対して、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付ける制度であり、我が国においては、2002年6月に成立したRPS法により導入された⁷。

また、地球温暖化問題解決に向けての要請が高まる中、RPS制度を補完する形で、2009年のエネルギー供給構造高度化法の成立によって、太陽光発電の余剰電力買取制度が導入された。この制度は全量買取制度の一つと言えるが、買取対象を住宅用（10kW未満）及び非住宅用（10kW以上500kW未満）の太陽光発電に限定した上で、節電のインセンティブを働かせるために自家消費を超える余剰電力に限定された⁸。

（3）地球温暖化対策の主要施策としての全量買取制度

2009年9月16日に就任した鳩山内閣総理大臣（当時）は、同月25日、国連気候変動首脳会合において、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を前提として、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの中長期目標を明らかにした⁹。そしてこの目標を実現する手段として、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税とともに、全量買取制度の創設に言及した¹⁰。なお、この数値目標及び達成手段を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」が第174回国会に提出されたが、審査未了となり、第176回国会に再提出されたが、継続審査となり、いまだ審議入りしていない。

全量買取制度の設計については、2009年11月に経済産業省に設置された再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームにおいて検討が開始され、買取対象、買取価格及び買取期間等の制度の大枠が決定され、その後、総合資源エネルギー調査会において制度の詳細が決定された。

⁶ そのうち再生可能エネルギー等については、2007年度（実績）の9%から2030年には約2割まで比率を高めることとしている。

⁷ その際の検討では、RPS法の方が目標達成の確実性、市場原理により発電事業者間の競争が促進されること等から優位性があるとされた（『総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会報告書（2001.12）』（経済産業省））。

⁸ なお、本法による全量買取制度の開始後は、住宅用については現行の余剰買取制度が継続され、非住宅用については、事業用（500kW以上）とともに全量買取の対象となる見込みである。

⁹ 「国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣演説（2009.9.22）」（首相官邸HP）

http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0922.html

¹⁰ ここで挙げられている3つの施策は、地球温暖化対策基本法案において、主要施策として位置付けられ、地球温暖化対策税と全量買取制度は、第177回国会に関連法案が提出されたが、排出量取引制度については、「慎重に検討を行う」こととされた（「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」2010年12月28日）。

3. 本法の概要

本法は、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、一定の価格及び期間で、電気事業者が買い取ることを義務付けるものであり、概要は以下のとおりである。なお、下線を付した箇所は、衆議院において修正された部分である。

(1) 買取対象及び買取義務

太陽光、風力¹¹、水力¹²、地熱、バイオマス¹³を用いて発電された電気が買取りの対象となる¹⁴。電気事業者は、発電設備等について経済産業大臣に認定を受けた発電事業者との間で、契約の締結や必要な接続に応じ、発電された電気を買い取る義務を負う。買取りの対象となる電気が、実際に再生可能エネルギーに由来する一定の品質の電気であることを担保するため、再生可能エネルギー電気の発電設備及び発電方法についての認定制度が整備されることとなる。

(2) 買取価格及び買取期間の決定方法

買取価格及び買取期間については、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模に応じて、経済産業大臣が決定することとされ、その際には、発電設備の所管に応じて関係大臣に協議等を行うとともに¹⁵、決定方法の透明性及び公平性を担保するため、新たに設置する調達価格等算定委員会（中立的な第三者委員会）¹⁶の意見を聴かなければならない。

買取価格は、再生可能エネルギーの発電設備を用いて電気を供給する場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、再生可能エネルギー電気の供給量の状況、供給者が受けるべき利潤等を勘案して定めることとなる。また、集中的な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、本法施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮をすることとしている。

(3) 買取費用の回収方法

本法では、買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電力使用者に対して、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認めている。ただし、電力を大量に使用する事業所は、サーチャージの一定割合が軽減されるほか¹⁷、

¹¹ 風力については、小型の風力も含まれる。

¹² 水力については、3万kW未満の中小水力発電を対象とする。

¹³ バイオマスについては、紙パルプなど既存の用途に影響を及ぼさず、実用化されたものに限る。

¹⁴ その他の再生可能エネルギーとして、現在、研究段階で実用化には至っていない海洋温度差、波力等が存在するが、将来は政令によって指定される可能性がある（本法第2条6号）。

¹⁵ 農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者担当特命大臣の意見を聴くこととなる。

¹⁶ 調達価格等算定委員会は、資源エネルギー庁に設置され、委員長1名及び委員4名の計5名をもって組織される。委員は、電気事業、経済等に関して、専門的な知識と経験を有する者のうちから、国会の同意を得て、経済産業大臣が任命することとなる。

¹⁷ 「電気使用量(kWh)/売上高(千円)」(原単位)が一定の値を超える事業についての事業所が、一定量以上の電気使用量がある場合、その事業所についてはサーチャージの8割又はそれ以上が軽減されることとなる。具体的には、電気の使用に係る原単位が、製造業では、製造業平均の8倍を超える事業者、製造業以外では、製造業以外の業種平均の政令で定める倍数を超える者からの申請により、年間の電気の使用

東日本大震災により著しい被害を受けた電力使用者は、本法施行後の2012年7月1日から2013年3月31日までの9箇月間はサーチャージが免除される。

また、地域間でサーチャージの単価が同額となるように、サーチャージ単価は国が定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するために、国が指定する費用負担調整機関を通じて調整が実施される¹⁸。

(4) 見直し規定等

本法の見直し規定では、東日本大震災を踏まえてエネルギー基本計画が変更された場合には、変更後の内容を踏まえて再生可能エネルギー源の利用に関する制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講じるものとしている。さらに、その後もエネルギー基本計画が変更されるごとく又は少なくとも3年ごとに検討を行い、2021年3月31日までの間に抜本的な見直しを行うこととされている。

また、本法の成立に伴い、これまでの再生可能エネルギーの普及促進として実施されてきたRPS制度は、所要の経過措置を講じた上で、廃止されることとなった。

なお、本法は一部の規定を除き、2012年7月1日に施行される。

図表2 衆議院における主な修正内容

内容	政府原案	修正後
買取価格及び買取期間の区分	再生可能エネルギー発電設備の区分ごとに買取価格及び買取期間を定める。 (住宅用太陽光、大規模太陽光、それ以外の3種類に区分を想定。)	再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに買取価格及び買取期間を定める。 (区分の細分化が行われる。)
買取価格の決定方法	①総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が決定する。 ②買取価格は、通常要すると認められる費用等を基礎として定める。	①発電設備の所管に応じて関係大臣に協議等を行うとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、経済産業大臣が決定する。 ②買取価格は、発電事業者の適正な利潤等も勘案して定める。本法施行後3年間は、発電事業者の利潤に特に配慮する。
調達価格等算定委員会の設置	—	資源エネルギー庁に設置される。電気事業、経済等の専門家から委員として5人選任され、その任命には両議院の同意を必要とする。
国会への報告	—	買取価格等並びにその算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。
費用負担の方法	電力使用者は、利用量に比例して一律にサーチャージを負担する。	サーチャージについて、以下の特例を設ける。 ①電力使用量の多い事業所は軽減措置 ②東日本大震災の被災者は2013年3月まで免除
予算措置	—	サーチャージの特例に伴い必要となる財源に充てるため、エネルギー対策特別会計の負担とし、石油石炭税の収入額を充てること等を検討する。
見直し規定	少なくとも3年後に検討、2021年3月31日までの間に廃止を含めた検討を行う。	エネルギー基本計画が変更されるごとく又は少なくとも3年ごとに検討、2021年3月31日までに抜本的な見直しを行う。

(出所) 筆者作成

量が政令で定める量を超える事業所に対して、サーチャージの軽減措置が講じられることになる。

¹⁸ 地域間の調整が必要な理由としては、「地域ごとの再生可能エネルギーの導入条件が異なる中で、買取対象を拡大するに当たって、地域間の負担の公平性を保つため」とされている。(『再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について(2011.2.18)』(経済産業省))

4. 国会における主な論議

(1) 買取対象、買取価格及び買取期間

買取対象の区分及び買取価格の詳細について、政府がどのように想定しているかが議論となった。太陽光発電以外の電源について一律で買取価格及び買取期間を定めるとした政府の方針については、「それぞれの電源種ごとの事業収益性に見合った買取価格と買取期間が設定されることが重要であり、また、それによって投資もおのずと活性化するはず」¹⁹とするなど再生可能エネルギー発電設備の区分をより細分化すべきとの指摘があった。

これに対して、海江田経済産業大臣（当時）は、「再生可能エネルギー源ごとの事業性を考慮して買い取り価格を決める場合、発電コストの高い電源にも一定の利益率を見込んで買い取り価格を設定することから、高目の買い取り価格が設定される可能性があり、国民負担の抑制にそぐわない面がある一方、一律の買い取り価格を設定する場合、発電コストの低い電源から先に導入が進む、あるいは、一律の買い取り価格を意識して発電コストを下げる創意工夫が働きやすく、国民負担の抑制に資する」²⁰ことを挙げている。

また、買取価格について、太陽光発電は、「住宅用の設備は平成 24 年度の場合は、30 円台後半²¹、事業用の設備は事業用設備としての特殊性等を勘案して定める」²²とし、太陽光発電以外の電源は、「標準的な再生可能エネルギーの発電設備の導入が経済的に成り立ちつつ、国際的にも遜色のない水準として、kWh 当たり 15 円から 20 円の幅の中で、20 円に近い水準とする予定である」²³と説明した。

一方、買取期間について、太陽光発電は、「住宅等の設備は現行の余剰買い取り制度と同様に 10 年を、事業用の設備は太陽光発電以外の電源と同様に 15 年を軸に検討している」とし、また、太陽光発電以外の電源は、「発電設備の更新期間等を参考に、15 年を軸に検討している」と説明した。

衆議院における修正では、再生可能エネルギー発電設備の区分に加えて、設置形態及び規模ごとに買取価格及び買取期間を決めることとなった。また、附帯決議では、太陽光では屋根用及び地上用（大規模・小規模）、風力にあつては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた買取価格及び買取期間の設定を行うことが盛り込まれた²⁴。このため修正後の海江田経済産業大臣（当時）の答弁では、「買取額が上昇する可能性がある」²⁵とされており、具体的な価格の想定は明らかにされていない。

¹⁹ 第 177 回国会衆議院本会議録第 32 号 15～16 頁（平 23. 7. 14）

²⁰ 第 177 回国会衆議院本会議録第 32 号 16 頁（平 23. 7. 14）

²¹ 現在の太陽光発電買取制度における買取価格は、住宅用は 42 円/kWh、非住宅用は 40 円/kWh である。

²² 第 177 回国会衆議院本会議録第 32 号 4 頁（平 23. 7. 14）

²³ 第 177 回国会衆議院本会議録第 32 号 4 頁（平 23. 7. 14）

²⁴ 小水力やバイオマスの発電コストは平均的に高いため、それぞれの電源種ごとの価格設定になると買取費用総額が大きく膨らむ懸念があるとの指摘もある（『日経産業新聞』（2011. 8. 26））。

²⁵ 第 177 回国会参議院本会議録第 35 号 12 頁（平 23. 8. 24）

(2) 買取価格及び買取期間の決定方法

政府原案では、買取価格及び買取期間については、経済産業大臣が、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて定めることとしていた。

しかし、このような方法では結果的に、経済産業大臣が電気料金の上乗せ額などを恣意的に決めることができる可能性が否定できないため、これを未然に防止するため、買取価格決定の根拠数値を国会へ報告するなどの国会関与の規定を設けるべきとの意見が出された²⁶。また、衆議院経済産業委員会の参考人質疑において、国民に一定期間負担を求める以上、一種の税的な側面を持つため、買取価格については国会が決めるべきという意見も出された²⁷。

このような意見に対して、海江田経済産業大臣（当時）は、「資源エネルギー庁に設置されている総合資源エネルギー調査会の意見を踏まえて設定されることになっており、具体的な買い取り価格の決定は、通常要すると認められる費用などの客観的なデータに基づいて総合資源エネルギー調査会の意見を聞き、それから、パブリックコメントを経て経済産業大臣が決める」²⁸という手順を踏むことにより、客観性を確保すると説明した。

衆議院における修正では、経済産業大臣が決定する際には、関係大臣に協議等を行うとともに、新たに設置する調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならないこととなった。

(3) 買取費用の回収

本法では、買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電力使用者に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することが認められる。

これに対して、委員会における議論の中で、「ドイツのような電力多消費産業に対する負担の軽減策²⁹を設けるべきである」との意見が多数出された³⁰。こうした意見の背景には、日本経済団体連合会を始めとする産業界から電炉業、鋳造業及びソーダ業等³¹の電力多消費産業に対するサーチャージの負担軽減措置を講じるべきであるとの指摘がある。その根拠として、仮にサーチャージ額が 2.0 円/kWh となった場合、製造業全体で、約 4,600 億円の負担増（経常利益の約 3%の喪失）になるとの試算を出している。

²⁶ 第 177 回国会衆議院本会議録第 32 号 7 頁（平 23.7.14）

²⁷ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 16 号 6～7 頁（平 23.7.29）

²⁸ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 14 号 15 頁（平 23.7.15）

²⁹ ドイツの再生可能エネルギー法では、産業政策の視点から電力多消費産業の国際競争力の維持を明確に規定し、一定の水準に達する企業に対して、88～98%のサーチャージの軽減措置を講じている。ただし、その代わりに他の小規模需要家の負担を引き上げている（経団連資料 2011.7.15）。

³⁰ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 23～24 頁（平 23.7.27）、第 177 回国会衆議院経済産業委員会農林水産委員会環境委員会連合審査会議録第 1 号 5 頁（平 23.8.10）

³¹ 特に、電炉業（スクラップを溶解することにより、新たな鉄を生み出すリサイクル産業）は、電力依存度が製造業の平均に比べて約 10 倍、鋳造業は約 15 倍、ソーダ業は約 26 倍高いとの試算が出されている（経団連資料 2011.7.15）。

産業界としては、産業空洞化や国際競争力の低下を防止するという観点から、全量買取制度の導入について極めて慎重な姿勢であると言える。

こうしたことを受け、衆議院における修正では、電力を大量に使用する事業所は、サーチャージの一定割合が軽減されることとなった。ただし、特定の事業者を優遇するものであり不公平であるとの批判や、電力を浪費する等のモラルハザードを生じかねないとの懸念があるため、その算定根拠については、しっかりと説明責任を果たすべきであると指摘されている³²。

修正案提出者は、サーチャージの軽減措置の意義について、「昨今の急激な円高が進み空洞化が加速しようとする中、電力多消費型産業に大きな電力料金の賦課が掛かり、更に空洞化が加速することや地域に立地している工場が空洞化し、地域の雇用維持が図れなくなることを防ぐため」³³と説明した。また、算定方法については、ドイツの制度を参考にした旨を明らかにし、「製造業は平均の8倍以上の電力を使う産業、製造業以外の産業はなかなかデータがないため、政令で定める値とし、政府で製造業、非製造業含めてしっかりと調査をし、具体的な制度設計をしていくべき」との認識を示した。

なお、軽減対象とならない事業者や国民に対して負担が転嫁されることを防ぐため、衆議院における修正により、その不足分を補う範囲において、政府が必要な予算上の措置を講じることとなった。そして、予算上の措置を講じる財源は、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとしている³⁴。なお、この「等」の中には、電源開発促進税の収入額も含めるとされており、衆参の附帯決議にもその旨盛り込まれた。

(4) 接続義務

電気事業者は、買取りに必要な接続について、正当な理由がある場合を除き、応じることが義務付けられている³⁵。この「正当な理由」がどのような場合かが議論となった。具体的な接続義務の内容については、「原則として全部受けるということが基本である」³⁶が、接続義務が除外される「正当な理由」として³⁷、例えば、「必要な費用を再生可能エネルギーの事業者が負担をしない、あるいは電気の円滑な供給の確保に支障がある場合に加えて、接続関係をするのに接続上の技術情報提供がなされない場合、提供された

³² 第177回国会参議院経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会会議録第1号7～8頁(平23.8.25)

³³ 第177回国会参議院経済産業委員会会議録第12号13～14頁(平23.8.24)

³⁴ 第177回国会衆議院経済産業委員会会議録第19号10頁(平23.8.23)

³⁵ なお、電気事業者等は、特定契約(一般電気事業者等の電気事業者に対して、特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の買取りを義務付けるための契約)についても締結の義務を負い、正当な理由がある場合を除いて、拒むことができないこととなっている。正当な理由とは、電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める場合であり、具体的には、一定時間の出力抑制に特定供給者(再生可能エネルギー電気を供給しようとする者)が同意しない場合などが想定されている。

³⁶ 第177回国会衆議院経済産業委員会会議録第18号3頁(平23.8.10)

³⁷ 「正当な理由」とは、経済産業省令に定める接続に必要な費用を特定供給者が負担しないとき、電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生じるおそれがあるときなどである(本法第5条)。

情報が虚偽であり、後でうまくつなげない場合といった技術的な場合」³⁸が挙げられている。

これに対して、「不当に害するおそれや電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれについてはどういう場合を言うのであるのか、また、こういう状況があるとすれば、それらのところについてのルール等々については、もう少しきちっと明確にしていくべきである」³⁹との意見が出されるとともに、さらには、接続を拒否することを認めるべきではないとの見解も示された⁴⁰。

なお、新制度では、接続義務について紛争が生じることが想定されるため、本法の改正と同時に電気事業法の一部改正を行い、電力系統の利用協議会が中立的な立場から、紛争解決あるいは紛争解決のためのルールや実際の手だてについてしっかりと対応していく方策を用意していく旨説明があった⁴¹。

近年、我が国は、風力発電を始めとする再生可能エネルギーの発電設備をめぐる動きが活発化してきているが⁴²、接続義務の例外規定により、全量買取制度自体が骨抜きにされないよう⁴³、再生可能エネルギー電気を優先的に送電線につなぐ優先接続の制度の導入等を検討する余地があるとの指摘もある⁴⁴。

（５）見直し規定等

本年３月に発生した東日本大震災を受け、我が国のエネルギー供給構造が変化したため、全量買取制度を導入する前に、エネルギー基本計画を始めとする我が国のエネルギー政策全般を見直すべきとの意見も出されていた⁴⁵。

こうした意見に対して、海江田経済産業大臣（当時）は、「エネルギー基本計画が定まる前だが、再生可能エネルギーの利用をますます拡大していくという方向は、来るべきエネルギー基本計画の方向性と必ず合致をすると考えている」⁴⁶とし、エネルギー政策全般の見直しの前に全量買取制度を導入すべきとの考えを示した。

³⁸ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 34 頁（平 23. 7. 27）

³⁹ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会農林水産委員会環境委員会連合審査会議録第 1 号 14 頁（平 23. 8. 10）

⁴⁰ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会農林水産委員会環境委員会連合審査会議録第 1 号 10 頁（平 23. 8. 10）

⁴¹ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 27 頁（平 23. 7. 27）

⁴² 特に、洋上風力発電については、産学連携で実証実験が始まるなど新しい展開も見られる。さらに、こうした研究開発が進み、再生可能エネルギーに関する国内市場が形成されていくことにより、地方経済も活性化することが期待されている。加えて、東日本大震災で被災した岩手県及び宮城県両県のリアス式海岸地区は風力発電に適しているとされ、中でも人口が多く、電力需要もある漁港周辺での風力発電構想が多いとの指摘もある（『日刊工業新聞』（2011. 9. 21））。

⁴³ なお、電気事業連合会は、各電気事業者が自社設備として、メガソーラーの拡大に加え、風力発電やバイオマス燃料の混焼、地熱発電にも取り組むとともに、再生可能エネルギーが電力系統に大量に接続された場合に備えて、電気の品質や安定供給に影響を及ぼさない制御システムの開発を、業界を挙げて早急に進めていく考えを示すなど、再生可能エネルギーの導入について、電力業界として積極的に協力していく姿勢を示している。

⁴⁴ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 16 号 6～8 頁（平 23. 7. 29）。なお、ドイツでは優先接続の原則があり、もし特段の理由がなく接続しなかった場合は、補償金を発電事業者が系統運営者に求めることができることになっている。

⁴⁵ 第 177 回国会参議院本会議録第 35 号 2 頁（平 23. 8. 24）

⁴⁶ 第 177 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 2 頁（平 23. 7. 27）

また、衆議院における修正で、見直し規定にエネルギー基本計画の変更を踏まえることが盛り込まれたことについて、修正案提出者から、「再生可能エネルギーの電気の供給量を増大させるという方針については、エネルギー基本計画の変更の前後を問わず変わりはないだろうという前提に立った上で、基本計画が変わったときには必要な措置をしっかりと講じる」⁴⁷旨説明があった。

なお、エネルギー基本計画については、総合資源エネルギー調査会において、本年10月3日から見直しをめぐる議論が行われており、来年夏をめどに結論が出る見通しとなっている。

5. おわりに

本年9月、経済産業省は、「新たなエネルギー産業研究会」の中間整理において、今後、風力発電や太陽光発電などの世界の新たなエネルギー産業の市場規模が、現在の約30兆円から2020年には3倍近い約86兆円に膨らむとの試算を取りまとめた。このように太陽光発電や風力発電については、ベンチャー企業等が新たに参入し、再生可能エネルギー市場の活性化につながることを期待されている。特に、本法に基づく全量買取制度の導入が、我が国の発電電力量に占める割合が数%にとどまっている再生可能エネルギーの普及拡大に大きく貢献することが見込まれる。

本法の成立により、我が国の再生可能エネルギーの導入促進に向けた動きが大きく前進したと言える。ただ、具体的な内容については、法律に明記されず告示や運用等に委ねられた部分もあるため、いかに制度の透明性や公平性を確保していくかが今後の課題である。

買取価格及び買取期間の詳細については、調達価格等算定委員会で決定されることになるが、同委員会の委員構成により、全量買取制度が日本の経済社会に定着するかが決まることになるため、費用と負担のバランスを客観的に判断できる委員を選出することが重要となる。

また、買取価格は、どこまで高く設定できるかが再生可能エネルギー普及の鍵を握ることになるが、その設定水準に応じて電気料金が上昇すると産業競争力が低下するおそれ等が電力消費量の多い産業界から指摘されている。両者の利害関係をどのように調整し、再生可能エネルギーの導入促進を図っていくかがポイントとなる。

今後、全量買取制度等の運用状況を注意深く見守るとともに、必要があれば迅速に制度を見直し、我が国の地理的条件や気候状況等に適した再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことが求められる。

⁴⁷ 第177回国会参議院経済産業委員会会議録第13号16頁(平23.8.25)